

○指定技能教育施設の廃止

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の技能教育のための施設として指定した次の施設について、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定による廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年三月三十一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

名称

学校法人西濃学園久瀬校

所在地

揖斐郡揖斐川町西津汲四八一番地三